

中国公害環境訴訟における 因果関係の証明について

——裁判例の研究を中心に——

張 挺*

目 次

- 一. はじめに
 1. 証明責任の転換及びその批判
 2. 本稿の問題意識及び研究方法
- 二. 裁判例の構成について
- 三. 裁判実務と立法の矛盾——証明責任の配分に関する実証的分析
- 四. 裁判実務と学説構成の矛盾——因果関係の証明方式に関する実証的研究
 1. 鑑定結論を重視する
 2. 外部証明
 3. 小 括
- 五. 実証と規範の間
 1. 規範から実証へ
 2. 実証から規範へ
- 六. 結びにかえて

一. はじめに

1. 証明責任の転換及びその批判

中国の民事訴訟において、当事者は自らの主張に対して証拠を提出する義務がある。しかし、公害環境訴訟については、とりわけ因果関係の証明に対して、一部の学者から厳しい批判が続出している。環境訴訟には、一般的不法行為とは異なり、当事者の間の力の差があり、また環境訴訟の因

* ちょう・てい 杭州師範大学沈鈞儒法学院専任講師

果関係の証明はきわめて困難な活動であるという特徴があるからである。したがって、民法および環境法の学者は一般の因果関係と異なる証明方法をとるべきであると主張している¹⁾。環境訴訟における因果関係の証明の困難を克服するため、1990年代以降、一連の立法がみられていた。まず、1992年最高裁「民事訴訟法の適用に関する若干の問題の意見」（以下では「92年司法解釈」という）が制定され、その74条は、原告の証明責任を軽減すると規定している。次に、2001年最高裁「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」（以下では「01年司法解釈」という）という司法解釈の4条3項では、汚染者が因果関係の不存在を証明すると規定している。その司法解釈をうけ、固体廃物汚染環境防治法86条（2004年）や水污染防治法87条（2008年）に、因果関係の証明責任を転換する規定が置かれることとなった²⁾。最後に、2009年制定された侵權責任法（不法行為法）は、その66条³⁾に民事立法上として転換ルールが確立されている⁴⁾。

この転換ルールに対して、判例および学説には、反対の声がある。裁判例において被害者が因果関係の証明責任を負うものは少なくない。学説においても転換ルールの正当性を疑い⁵⁾、さらには「異端の説」と考える学者もいる⁶⁾。

侵權責任法66条によると、因果関係の証明について、二つの解釈の可能

1) 王利明『侵權責任法研究(下)』（中国人民大学出版社、2011年）489頁、楊立新『侵權責任法（第二版）』（法律出版社、2012年）482頁、汪勁『環境法学（第三版）』（北京大学出版社、2014年）308頁、呂忠梅『環境法学（第二版）』（法律出版社、2008年）156頁。

2) 詳しくは、拙稿「中国の新『不法行為法』と環境責任」立命館法学332号74頁、92頁を参照されたい。

3) 環境を汚染したことにより生じた紛争において、汚染者は、法律が定める責任を受けない、又は責任が軽減される事情、及びその行為と損害との間に因果関係が存在しないことについて証明責任を負担する。

4) 立法の背景については、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室『中華人民共和國侵權責任法解讀』（中国法制出版社、2010年）329頁以下参照。

5) 最近の研究として、胡学軍「環境侵權中的因果關係及其証明問題評析」中国法学2013年5期177頁。

6) 馬栩生「因果關係研究——以環境侵權為視角」環境資源法論叢5卷255頁。

性がある。一つめは、被害者と汚染者がそれぞれ証明責任を負うべきというものである。二つめは、被害者が責任を負わず、汚染者が因果関係の不存在を証明しなければならないというものである。侵権責任法66条に対する批判は、主に後者に集中するのである。すなわち、裁判実務においては、原告が因果関係の証明責任を負わないことは、不法行為の要件論に違反するだけでなく、証明責任の原理にも合わないのではないかとわれている。しかし証明責任とは、責任者が証明不明の状態で敗訴のリスクを負うというものである⁷⁾。したがって、侵権責任法66条によるとしても、証明責任は本来汚染者にあり、いわゆる「転換」ではないはずである。

2. 本稿の問題意識及び研究方法

これまでの環境訴訟における因果関係の証明に関する研究は、主に立法論及び法解釈論の視角を中心に展開してきたものであり、裁判例の実証的研究は不足している。侵権責任法66条の研究に対して、影響の大きい環境事件を分析するものはあるとしても、裁判実務における証明責任の全体は、明らかにされていない。わずか数件のケースをもとにした因果関係の証明に対する立法論や解釈論は、そもそも信頼しにくいと思われる。

したがって、本稿は、可能な範囲でなるべく多くの裁判例を集め、その裁判例から因果関係の証明において転換ルールに対する実務の態度、運用の実態および問題点を概括し、裁判実務においてどの要素が因果関係の成立に影響しているのかを確認したうえで、実証的角度から侵権責任法66条に対する立法論及び解釈論を考察したい。具体的にいえば、集めた裁判例から、裁判所における転換ルールを適用する実情をまとめ、以下の問題を解明したい。裁判所は本当に学説および立法のように転換ルールを採用しているのか。判例の中でどの要素が重視されているのか。環境民事訴訟において原告と被告は、因果関係に対して、それぞれどの証明方式をとっているのか。学説と判例はどの程度で裁判に影響を与えるのか。そして、裁

7) 羅森貝克 (Leo Rosenberg) 『証明責任論』(中国法制出版社, 2002年) 16頁-17頁。

判例から因果関係の証明の理論をどのように再構成すべきなのか。こうした点を検討したい。

二. 裁判例の構成について

92年司法解釈の制定以後、裁判実務の環境訴訟における因果関係の証明は、変わり始めたはずである。そのため、本論文では1993年から2014年まで約20年間の環境民事訴訟の裁判例をできるだけ網羅した。すべての裁判例は、中国裁判文書ネット及び司法裁判例のデータベースである北大法宝から集めた。全部で617件に達しているが、その一部は因果関係の判断が不明の状態であるため、残ったのは513件である。

これらの裁判例は、以下のように構成されている。地域から見れば、ほぼ全国すべての省を含めている（チベットと甘粛省を除く）⁸⁾。審判のレベルからは、一審の裁判例は328件、上訴審172件、再審は13件となっている。そして、汚染の種類からみれば、それらの裁判例を水質汚染（232件）、騒音振動汚染（115件）、大気汚染（64件）、土壌汚染（63件）、その他（海洋汚染・輻射汚染・悪臭等を含め、39件）に分類することができる。

結果からみれば、因果関係の成立を認める裁判例は、366件であり、因果関係の不存在の裁判例は147件に達している。すなわち、因果関係の容認率は71%になり⁹⁾、はるかに因果関係の否定率を超えているのであ

8) 中国の地方公共団体（省、直轄市・自治区）を単位に分類すると、裁判例の数は以下のようになっている。北京13、上海16、天津21、重慶26、黒龍江11、吉林14、遼寧19、河北18、河南56、山東26、山西4、内蒙古12、陝西1、寧夏17、青海2、新疆18、雲南2、四川8、貴州4、江西9、浙江21、江蘇66、安徽20、福建10、広東16、広西49、海南3、湖南24、湖北7。

9) この数字は、以下の論文の統計とそれほど差がない。すなわち、呂忠梅・張忠民・熊曉青「中国環境司法現狀——以千份環境裁判文書為樣本」法学2011年4期87頁によると、裁判において因果関係の不存在を判断する比率は、37.2%である（容認率62.8%）。ただ、この統計の数字は、刑事および行政訴訟も含まれている。

る¹⁰⁾。

三. 裁判実務と立法の矛盾 ——証明責任の配分に関する実証的分析

前述したとおり、侵權責任法66条によれば、汚染者は因果関係の不存在に証明しなければならぬ。確かに、集めた513件の裁判例のうち、転換ルールを言及する(92年司法解釈74条、01年司法解釈4条、侵權責任法66条を引用する、または直接に転換ルールを適用するという)ケースは、合わせて231件に上り、全体の44%を占めている¹¹⁾。しかし、この231件のケースを前後10年を単位に分けると、1993年～2003年と2004年～2014年で、この数字は前者が20%、後者が55%になっている。数字の変化からみると、裁判実務においては、裁判所は司法解釈および侵權責任法の転換ルールに徐々に慣れ、認容率も引き上がっているとみることができる。

侵權責任法66条によると、因果関係の成立のために、被害者はむしろ因果関係を証明する活動を減少したほうがよいのではないか。なぜなら、被害者が証明しなければ、因果関係が不明な状態に陥る可能性が高くなり、そのため汚染者が因果関係の証明責任を負うようになるのではないかと考えられるからである。しかし、前述した513件の裁判例において、被害者の側から因果関係を証明したケースは、少なくとも415件以上にのぼる。すなわち、8割以上の環境民事訴訟において被害者が因果関係を証明しているのである。それ以外の2割は、原告である被害者が因果関係を証明していない。被害者が因果関係の成立を証明していなかったケースには以下のとおり四つの種類がある。

10) 因みに、因果関係不存在の146件において、少なくとも13件は、具体的な損害が認定しにくいため、因果関係が否定された。

11) 呂忠梅等、前掲注(9)、「中国環境司法現況」87頁によれば、この数字は49.6%で、大きな差がないと思われる。

一つは、損害を証明することができない類型である。これらのケースについては、被害者が損害を証明できないので、因果関係の証明は要らなくなっている。典型例として、貝栄寛 VS 蘭猷録事件¹²⁾によると、「損害事実の存在は、提訴の前提である。もし訴訟の前提が存在しなければ、原告の賠償請求は法律の根拠に足りないものである」¹³⁾。

二つめは、因果関係の成立について、当事者間に異論がない類型である。これらのケースは主に事実関係は明朗であり、汚染者自身も因果関係の存在を否定しないものである。例えば、黄金鳳 VS 南陽市卧龍区大荘有限公司社事件¹⁴⁾、廖細根 VS 新余市渝水区牧场事件¹⁵⁾等の判例がある。

三つめは、当事者のどちらも因果関係を証明しておらず、裁判所は自ら推定・常識または鑑定への依頼等の方式で因果関係の存否を判断する類型である。

四つめは、因果関係に対して、被害者が挙証せず、加害者から証明する場合である。この種類は侵權責任法66条の趣旨に最も近いものであり、環境民事訴訟における因果関係の証明の主流になるはずである。しかし、513件のうち、ただ11件のケースがこの種類に属するものである。全体の2%を占めるが、極めて少ないといえることができる。

以上の分析をまとめると、裁判実務においては、多数の場合に被害者から、又は被害者と汚染者それぞれで、因果関係を証明しているのである。司法解釈と侵權責任法で規定されているように、汚染者が因果関係を証明することは、ほとんど見られない。したがって、裁判実務は、立法のとおり展開しているものではない。

一方、汚染者だけの証明で因果関係の存在を否定する裁判例は合わせて20件であり、全体の4%に満たない状態である。因果関係不存在の裁判例

12) (2013) 荔民初字第1397号。

13) 同旨として、(2013) 常民一終字59号、(2012) 渝三中法民終字01167号。

14) (2010) 宛龍七民初字第149号。

15) (2002) 余民終字29号。

は全体の147件で14%を占めている。すなわち、それ以外の83%のケースにおいては、被害者の証明又は裁判所の推論で因果関係の不存在が判断されている。その意味で、立法者は以下の事情を考えなければならない。すなわち、因果関係が事実上、成立していなくても、転換ルールで汚染者に立証させるのは現実的ではなかった¹⁶⁾。

以上、裁判例における因果関係の証明の配分について分析した。判例と立法には、因果関係の証明責任について大きな矛盾があるといえる。立法は汚染者に因果関係の証明を負わせるのであるが、判例において多くの場合は、被害者が因果関係の存否を証明しているのである。また、汚染者はそれほど因果関係の証明に関与しておらず、反証で因果関係の存在を否定することは、極めて少ない。

四. 裁判実務と学説構成の矛盾

——因果関係の証明方式に関する実証的研究

環境民事訴訟における因果関係の証明方法について、伝統的には二つの考え方がある。一つは、被害者が「一般的蓋然性」を証明すればよいとするものである¹⁷⁾。この証明は、「表見証明」の程度で足りるとされる¹⁸⁾。他方、もう一方は、汚染者がより高い蓋然性を証明しなければ因果関係の成立を否定できないとするもの。後者については、前述したように、基本的に判例において否定された。では、513件の裁判例では、因果関係の証明方式について、どのような情報が見られるのか。裁判実務には、どの証

16) 日本の学者は、環境訴訟においては被害者と汚染者には大きな能力の差があるとして、転換ルールも以下の問題があると指摘している。すなわち、既存の制度の整合性や機構の調査能力の関係で、様々な問題点がある。以上、片岡直樹『中国環境污染防治法の研究』(成文堂、1997年)144頁-145頁参照。

17) 例えば、閔麗「環境侵權訴訟中如何分配双方的証明責任」中国審判2007年12期65頁。

18) 呂忠梅「環境侵權訴訟証明標準初探」政法論壇2003年5期32頁、馬樹生「環境侵權下的因果關係推定」河北法学2007年3期115頁-116頁等。

明方式で因果関係を判断するのか。これらの証明方式は、主要な学説では、どのような相違が存在するのか。この章では、以上の問題を実証的研究から明らかにしたい。

1. 鑑定結論を重視する

513件の裁判例を整理すると、因果関係の存否を証明するため、当事者が以下のような証拠を提出する。書面証拠（汚染現場および被害の写真や行政処罰書や公共環境の情報など）・映像資料（環境に関する技術資料や科学普及資料など）・証人の証言・鑑定結論・検証調書（環境行政の調査）。

この中で、最も適用されるのは、鑑定結論である。513件の裁判例においては、鑑定結論には以下のような二種類ある。一つめは、環境保護局、農業局、林業局等の環境行政部門、または地方政府が認定する報告書又は鑑定結論である。この種類の鑑定結論は、基本的に汚染事故が発生してから当事者が政府に告発し、行政部門が調査したうえで、報告書を出すものである。もちろん、この報告書には、汚染事故の原因が含まれている。二つめの鑑定結論は、当事者から依頼された専門的機構が出した鑑定である。技術鑑定や司法鑑定などはこの種類に属する。

513件の裁判例のうち、少なくとも314件の裁判例は鑑定結論によって因果関係の存否を判断している。すなわち、6割以上のケースには、当事者が鑑定結論を重要な証拠の一つとして裁判所に提出していた¹⁹⁾。この314件の裁判例においては、多数のケースが被害者からの提出であった。これも、環境裁判実務においては、被害者が因果関係の証明を負っているという事実を示している。一方、この314件の裁判例のうち、裁判所は244件のケースで因果関係の存在を容認していた。すなわち、鑑定結論が提出された裁判例において、因果関係の存在を認める比率は77%である。この数字

19) もし因果関係の事実は明白である場合、および汚染者が因果関係の存在を承認する場合等を除くならば、鑑定結論を証拠とするの比率は、8割以上になる。

は、全裁判例のうち因果関係の存在を認めた比率である71%とそれほど差がない。しかし、この314件の裁判例を分析すれば、裁判所が因果関係の存在を容認するかどうかは、鑑定結論で因果関係が成立するかどうかにか、2件の裁判例を除いて全て一致している。すなわち、もし鑑定結論で因果関係が成立すれば、裁判所も因果関係の成立を容認するのである。逆にいえば、もし鑑定結論で因果関係が成立しなければ、裁判所も因果関係の成立を否定するのである。

このため、裁判所および当事者は、因果関係の証明に鑑定結論を過大に重視することになっている。当事者にとって、鑑定結論は唯一の証拠となりそうであり、その結果、他の証拠を軽視することになる。より厳しい問題は、裁判所にとって、技術的な鑑定結論を過大視するならば、因果関係の司法判断を軽視し、機械的に鑑定結論を適用することになるのではないかということである。これは、もちろん因果関係の在り方として適切ではない。日本の判例が言うように「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に有実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである。(最判昭和50年10月24日民集29巻9号1417頁)」。一般民事においても因果関係の証明は困難である。加えて、環境訴訟には技術の困難もある。したがって、環境訴訟における因果関係の判断は、当事者の鑑定証明に頼るだけでなく、裁判官の総合判断が不可欠なのではないだろうか²⁰⁾。

2. 外部証明

もちろん、前述した鑑定結論を重要な証拠として採用する314件の裁判例には、他の証明方式も適用されている。前述した鑑定結論は、科学的証

20) 同旨、呂忠梅等、前掲注(9)「中国環境司法現状」87頁。

拠として、証明方式からいえば因果関係の内部証明である。513件の裁判例の中には、以下のいくつかの外部証明を含むものがある²¹⁾。

第一に、常識で因果関係の成立を推定するものである。実は、すべてのケースには、科学的証拠だけで因果関係の存否を判断できるものではない。一部の裁判例では、生活経験や常識からも同じ結論を推定できるし、かつ常識で推定された因果関係に対しては当事者も異論はない。裁判所は、因果関係の存否を判断する際に、裁判官の経験や日常知識を利用し、特に常態の事情で因果関係を推定するのである。いわゆる「常態の事情」とは、経験性的の特徴があり、定義的なことばで普遍的関連を公式化するのである²²⁾。この場合には、因果関係の証明が省略される、または因果関係の成立を推定することができる。常識で因果関係の成立を推定するケースはそれほど多くないが、513件の裁判例中27件あり、全体の5%ぐらいを占めている。例えば、郑娃等 VS 海口長信不動産開発会社事件には「被告である海口長信不動産開発会社による工事は……近隣の住民に対する騒音や振動を与えるのは客観的にみて明らかであり、原告に損害を与えるのも周知の事実である」²³⁾ とする。また、中国最高裁が公布した典型的な裁判例の1つである、姜建波 VS 荆軍汚染紛争事件では、「騒音が身体健康に損害を与えることは、公衆に認められている。姜建波の主張として騒音で休憩ができないこと、および精神的損害を負うことは、日常の生活経験に合い、因果関係が推定できる」とされている²⁴⁾。鑑定結論と比べると、この推定の科学性は極めて低いといえるが、これは裁判官の内心の確認に影響しないと思われる。

第二に、前後関係で因果関係を推定するものである。この証明方式は、他の条件が変わらない状態で、汚染者が汚染を排出した後、被害者の損害

21) 因果関係の外部証明と内部証明について、胡、前掲注(5)、「環境侵權中的因果關係及其証明問題評析」174頁に参照。

22) HLA 哈特、奥諾尔『法律中的因果關係』（中国政法大学出版社、2005年）41頁。

23) (2003) 秀民一初字401号。

24) 同旨、(2002) 濰民一初字337号。

が出始めたというものである。純粹のロジックからみれば、事実の前後関係だけで因果関係を確定することはできない。しかし、環境訴訟の場合、他の証明方式で因果関係を証明できない場合には、前後関係で因果関係の成立を証明することが考えられる。この証明方式で判断されたものは、513件の裁判例において、数は少ない（合わせて7件）。例えば、張超等 VS 淮安遠達服装有限公司事件²⁵⁾、蔣永清 VS 岳陽好食香食品有限公司事件²⁶⁾などがそれである。

第三に、汚染ルートで因果関係を推定するものである。汚染ルートを調査して、被害者が汚染源を汚染者の「門前」まで証明すれば、経験法則で因果関係の成立を推定し、汚染者が反証で因果関係の不存在を証明しなければならぬというものである。日本の学説では、この考え方は「門前説」といわれている。この説は、一部の学説²⁷⁾と判例²⁸⁾で支持された。中国の裁判実務において、汚染ルートで因果関係を判断するケースは、それほど多くない。例えば、劉大勇 VS 大連緑源製薬有限公司事件では、「原告が汚染が既に発生していることを証明したいならば、被告が汚染排出の行為を証明するほか、汚染者の排出した特定の汚水が原告の損害の地域に至ることを証明しなければならない」と判じている²⁹⁾。

第四に、環境標準で因果関係を推定するものである。環境民事訴訟においては、環境標準はよく使用される証明方式である（特に水質汚染、大気汚染及び騒音汚染）。前述した鑑定報告書にも、環境標準にかかっているにもかかわらず、鑑定結論においては、直接に因果関係の存否を判断するが、環境標準の証明方式では、間接の方式で、すなわち、環境標準を超えるなら、因果関係の成立を推定するものである。したがって、ここでいう環境標準で因果関係を推定するものは、環境観測の数字が環境標準を超え

25) (2012) 滬梁民初字第529号。(2012) 岳中民三終字318号。

26) (2012) 岳中民三終字318号。

27) 吉村良一『公害環境私法の展開と今日的課題』（日本評論社、2002年）230頁参照。

28) 新潟地判昭和46年9月29日判例時報642号96頁等。

29) (2004) 大海事初字72号。

るかどうかということで、因果関係の成否を判断するものである。513件の裁判例のうち、51件のケースで、当事者の一方または双方が環境標準に関する数字を提出していた。この51件の裁判例を分析すると、大部分の場合（49件）、環境標準を超えるかどうか、因果関係の成否を決めている。つまり、当事者が提出した数字が国の環境標準を超えたら、裁判所は因果関係の成立を認めている。逆に、環境標準を超えていないならば、裁判所は因果関係の成立を支持しないというものである。

第五に、間接反証で因果関係を推定するものである。間接反証は、学説においてよく主張されているものである。いわゆる間接反証とは、原告は因果関係に関する一部の事実を証明すれば、因果関係の成立が推定され、被告は因果関係の不存在の証明責任を負うことになる³⁰⁾。間接反証という証明方式とは、因果関係をめぐる周辺の証拠で、因果関係の成立を推定するというものである。しかし、513件の裁判例のうち、この証明方式を採用する裁判例は、極めて少ない。全体の13件のみである³¹⁾。一方、間接反証は、証拠群の形成が頼みであり、これは一種の蓋然性ともいうことができる。例えば、徐武興 VS 栾川万春生態園有限会社事件によると、「被告はその行為が減産と関係なかったと主張するが、原告の証拠はすでに証拠群を形成し、被告の行為と減産との間に高度な蓋然性があつたというべきである」³²⁾。

その他、学説によく出る「疫学因果関係説」³³⁾ や「証拠優位説」³⁴⁾ 等理論は、513件の裁判例には、見あたらなかった。

30) 中国における間接反証について、宋宗宇「環境侵権因果関係判断標準的理論歧向与体系建構」重慶大学学报2009年1期92頁；邹雄「論環境侵権的因果関係」中国法学2004年5期99頁等に参照。

31) そのうちの4件においては、間接証拠で因果関係の成立を証明することができず、鑑定や政府処罰等のその他の証拠が必要となった（李国登 VS 广西盛コンクリート有限会社、(2012)南市民一終字176号）。

32) (2011)洛民終字574号。

33) 最近の研究として、陳偉「疫学因果関係説及其証明」法学研究2015年4期。

34) 邹，前掲注(30)，「論環境侵権的因果関係」98頁。

以上の証明方式は、一つの事件に単独で適用されるものではなく、事情によって2種類以上の証明方式を使うのが常態である。その意味で、因果関係の証明方式には複合性の特徴がある。

3. 小 括

以上の分析をまとめると、因果関係の証明方式について、学説と裁判実務には以下の特徴がある。

まず、当事者が採用した因果関係の証明方式の構造からみると、7割以上の裁判例においては、鑑定結論を因果関係の判断基準としている。1割のケースにおける環境標準の方式を加えて、大部分の裁判例は科学的証拠で、因果関係の成否を判断するものである。鑑定結論と環境標準の証明方式をみると、裁判例において、鑑定結論で因果関係が成立するかどうか、そして測定で環境標準を超えるかどうかは、直接に裁判所から因果関係の成立を認めるかどうかの決め手になっている。その相性率は、それぞれ99%と96%に達している。これに対し、学説には鑑定結論（資格、効力、司法審査の方法など）を重視しておらず、逆に鑑定結論に過大視することを批判するものである。この問題は、研究不足と言わざるをえないのではないか。

第二に、鑑定結論という内部証明方式に相對し、間接反証や汚染ルート等の外部証明の裁判例の数は、全体には多くない。これは、裁判所が科学的証拠に頼りすぎ、総合的な因果関係の証明方式が不十分だからである。しかし、学説には、外部証明の研究については、逆に詳しいと考えられる。

第三に、裁判実務は、あまり学説が提唱している因果関係理論に反応していない。例えば、学説に深く支持された蓋然説、すなわち「被害者は、因果関係の蓋然性を証明すれば因果関係の存在を証明できる。企業の一方は、因果関係の不存在を反証しなければならない」³⁵⁾ という説に対し、

35) 中国の蓋然性説は、基本的に日本から「輸入」した学説である。

裁判例には、「蓋然性」という言葉はあまり出てこないのである。加えて、前述した疫学因果関係説や証拠優位説等の理論は、裁判例にまったく見あたらなかった。

第四に、因果関係の証明基準について、学説は一定の「可能性」を証明すればよいというものであるが、裁判例はそうではない。環境訴訟における因果関係の証明基準について、一般不法行為の場合よりは軽減しているが、可能性があるという程度まで軽減するものではなく、少なくとも蓋然性程度を証明しなければならない。これは、科学的証拠による証明に関するものだが、その他の証明方式においても、完全な証拠群によって因果関係の成立を証明しなければならない。また、学説においては「蓋然性」について、「可能性」と理解されたが、裁判実務における蓋然性は、裁判官の証明に対する確信であり、その確信の程度は遥かに「可能性」を超えるのではないだろうか。

五. 実証と規範の間

前述したとおり、これまで環境訴訟における因果関係の証明に関する研究は、立法論や解釈論の規範論にとどまっているということが出来る。しかし、本論文は実証的角度から中国の因果関係論を再考しようとするものである。前章では、513件の民事裁判例を整理したうえで、中国環境民事訴訟における因果関係論の現状、特徴及び問題点をまとめた。本章では、論文の最初に示した問題に答え、実証的角度で現在の立法および学説を再考し（規範から実証へ）、これを基礎にして、環境訴訟における因果関係論の合理化、体系化を再構成することにした（実証から規範へ）。

1. 規範から実証へ

まず、裁判のうち、因果関係の転換ルールを引用する比率は、徐々に上がっている。特に近年、裁判文書には転換ルールを言及する、または法律

の条文を引用することが、すでに常態になっているといえる。しがたつて、裁判実務においては、転換ルールはすでに「普及の段階」を過ぎ、司法の慣習として確立されているようである。一方、裁判例には、汚染者だけが因果関係の証明責任を負うものは多くない。汚染者が挙証で因果関係の不存在を証明するのは珍しい。実は、ほとんどの場合、被害者（又は被害者と汚染者それぞれ）が因果関係を証明しており、それらは全体の 8 割を超えている。したがって、因果関係の証明責任の配分について、立法は汚染者の責任を規定するが、裁判実務では一般的に被害者がその責任を負い、立法と裁判実務の間には大きな矛盾が存在している。

次に、因果関係の証明方式について、裁判では鑑定結論がきわめて重要な役割を占めている。前述したとおり、6 割以上の裁判例が、鑑定結論を重要な証拠として因果関係を判断するものとしている。学説は、鑑定結論を過大視することに批判的であるが³⁶⁾、鑑定結論自身に関する研究は不足している。したがって、鑑定結論の因果関係に対する影響を研究することが、これからの重要な課題になっている。また、因果関係の証明方式について、鑑定結論以外に、環境標準、前後関係、汚染ルート及び間接反証などの方式があるが、疫学因果関係論や優位証拠理論などの学説は、ほとんど見られない。したがって、裁判実務では因果関係に関する一部の学説を採用していないし、これらの理論も適用の範囲が限られている。

第三に、学説は、環境訴訟における因果関係を、科学的に証明するのは難しく、被害者の証明責任を軽減すべきと提唱している。これは、因果関係そのもののことであり、「推定」された因果関係ではない。逆にいえば、すべての因果関係の証明は、科学的な意味で疑いのない因果関係ではない。したがって、すべての因果関係の証明は、裁判官の「推定」で成立さ

36) 学説には、鑑定結論に対して以下の批判がある。まず、鑑定結論を過大視するのは、因果関係の転換ルールに違反する。第二に、現在の段階で、鑑定機構自身が多くの問題を抱えている。鑑定結論の科学性は高くない。第三に、他の証拠を軽視することは、因果関係の解明に不利益である。以上、呂忠梅等、前掲注(9)「中国環境司法現状」87頁に参照。

れたものと言うことができる。

以上、因果関係の証明について、規範と裁判実務に大きな差があることを確認してきた。裁判実務と立法では、汚染者が被害者かだれが証明責任を負うかについて矛盾がある。そして、学説上の因果関係論も裁判にそれほど採用されるものではない。そのため、裁判実務は立法と学説の言うとおり展開するものではない。これらの問題に対して、立法と学説は裁判実務と調整しなければならない。

2. 実証から規範へ

但し、本論文はすべての立法及び学説を否定するものではなく、裁判実務の視角で法律規範を再考するものである。これは、形式的理性から実質的理性を発見する過程である³⁷⁾。では、司法実務と立法学説とが矛盾しない体系をどのように立てるか。前章までの分析をもとに、本章では私見を述べたい。

立法上では、侵権責任法66条を基に、二つの選択肢がある。一つは、66条を改正し、学説の通り、因果関係の推定を採用する（または、因果関係の証明基準を軽減する）ものである。もう一つの選択肢は、66条の規定を維持したうえで、それを「提示規定」とするものである。すなわち、因果関係の規定は、前後の二つの部分に構成するというべき、66条はただ因果関係の証明に関する後半の内容を規定し、前半の内容が省略されるというものである。この選択肢により、因果関係の証明については、被害者が因果関係の証明責任を負うが、ただし証明の程度は従来により軽減することになる。そのうえで、66条に規定された汚染者は因果関係の不存在を証明しなければならない。前者の法律改正はコストが高くなるので、本論文では後者を優先したいと考える。これにより、現在の立法を維持しつつ、解釈論上、汚染者に証明義務を果たさせることはになるのではないか。

次に、裁判実務が鑑定結論に偏向することに対し、学説は外部証明に偏

37) 白建軍『法律実証研究方法（第二版）』（北京大学出版社、2014年）6頁参照。

向している。このため、裁判実務の現状および学説の状況を共に考量して、因果関係の証明方式を科学的な内部証明と相関的な外部証明に分けることにする。前者については、学説の批判によって因果関係における科学証拠の役割を軽視することがあってはならないと考える。特に、因果関係が不明な状態に陥った場合に、鑑定結論の適用が考慮される証明方式である。もちろん、中国の鑑定機構の資格、鑑定の手続きおよび鑑定結論の効力等については、様々な課題が残されている。また、裁判実務においては、転換ルールを立法の通り証明責任を配分するものとは考えていない。これは、学説の内容と似ているのではないか。

証拠群で因果関係を証明する外部証明については、これまでの研究によると、学説はこの方面で裁判実務にそれほど影響を与えていないのである。これは、学説の問題もあるのではないか。中国の学界には、因果関係の転換ルールに関する誤解が早くから存在している。すなわち、中国の法学学界には、因果関係の転換ルールが国際的に通用するルールであり、中国は国際先進の経験を参考したと考えている。しかし、中国の一部の学者および実務家は、因果関係の証明について比較法を誤解しているのである。以下に、大陸法から各国の環境訴訟における因果関係の証明を簡単に紹介する。まず、大陸法の国では、民事および環境立法において転換ルールを確立している国は、一国も存在していない。例えば、ドイツ環境責任法6条1項によると³⁸⁾、ドイツ環境責任法には、因果関係の推定について定めているが、その前提として、被害者が因果関係の存在を証明しなければならない。これは、ただ証明の程度を緩和しているのであり、転換ルールではない³⁹⁾。日本法もその事情に似ている。日本の民法の規定によると、環境汚染の被害者は損害賠償を請求するため、加害行為と損害の

38) 「操業経過、使用された設備、投入もしくは放出された物質の種類と濃度、気象学的な条件、損害発生の時間と場所、損害像その他の一切の事情に照らして、生じた損害を惹起するに適する場合、その損害はこの施設により生じせしめられたものと推定される」

39) 恵従氷「論環境汚染侵權訴訟中因果関係の証明標準——德国環境責任給我国的啓適」人民司法2005年5期82頁-84頁に参照。

発生に因果関係が存在することを証明しなければならない。日本の通説も被害者は因果関係の証明責任を負うと考えられている⁴⁰⁾。実は、中国では日本の環境民事責任に関する多くの学説が紹介されている。例えば、蓋然性説、間接反証説⁴¹⁾、疫学因果関係説⁴²⁾などの学説は、中国の学界でもよく知られている。しかし、これらの学説は、因果関係の証明を緩和する学説といえるが、因果関係の転換ルールではないというべきである。日本の最も急進的な学説も、完全に被告に因果関係の証明責任を負わせるものは存在しないのである⁴³⁾。フランスにおいても推定などの方式で因果関係の証明を緩和しているが、因果関係の転換ルールは存在していない⁴⁴⁾。要するに、比較法において、因果関係の転換ルールの立法及び学説は存在していないと言うことができる。

したがって、最近の学説では、転換ルールの問題を反省し、因果関係の証明程度を軽減することを提唱している。また、外部証明の体系化を図ろうとしている。これについて、因果関係の証明基準を蓋然性の程度に下げると主張し、蓋然性についての具体的な証明方式は、間接反証説や疫学因果関係説等の証明方式も含めている。裁判実務も、外部証明をより重視すべきであり、比較法上の蓋然性説、門前説、間接反証説、疫学因果関係等の証明方式を参照すべきである。

40) 大塚直『環境法（第三版）』（有斐閣，2010年）669頁等に参照。

41) 日本の間接反証説は、被害者が提出した間接事実によって形成された証拠群を通じて、因果関係の存在を推定する説である。したがって、これも因果関係の証明を転換するという意味ではない。

42) 邹，前掲注(30)，「論環境侵權的因果關係」98頁-99頁，胡，前掲注(5)，「環境侵權中的因果關係及其證明問題評析」169頁に詳しい。

43) 例えば，全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室，前掲注(4)『中華人民共和國侵權責任法解讀』233頁によると，日本では因果關係の轉換ルールが確立されているという誤解が存在している。

44) 王明遠「法國環境侵權救濟法研究」清華大學學報2000年1期17頁等参照。

六. 結びにかえて

本論文は、513件の裁判例における因果関係の証明を分析し、環境民事訴訟における因果関係の証明に関する現状、問題を明らかにしたうえで今後の方向について考察してきた。本論文の主要的な結論は、以下の4点である。

まず、裁判実務においては、侵権責任法66条などのいわゆる転換ルールを引用しているが、因果関係の証明責任が汚染者に転換されておらず、大部の場合が被害者による因果関係の存否を証明するものであった。つまり、裁判実務においては、被害者が証明責任を負わない事例はほとんど見られないのである。環境民事訴訟における因果関係の証明は、過去の「当事者は自らの主張に対し、証拠を提出しなければならない」という規則を反省しなければならない。これに対し、裁判実務は、環境民事訴訟における因果関係の証明の在り方に戻っているのではないか。つまり、当事者双方は因果関係の証明に対する事実を解明する義務があるというべきである。これを通じて裁判官が因果関係の存否により正しい判断を出すのである。したがって、環境訴訟における因果関係の証明の在り方は、まず原告である汚染者による因果関係の成立を証明したうえで、被告である汚染者による因果関係の不存在を反証しなければならないというものである。つまり、因果関係の証明については転換するものがあり得ない。いわゆる「転換ルール」は、汚染者が反証で被害者の証明を覆すという意味を提示する法律規範ではないか。

次に、裁判実務においては、鑑定結論が決定的な役割を果たしているのに比べて、その他の証拠群による証明方式が採用されたものは少数である。因果関係の証明方式は単一の学説によって展開することには無理があり、環境訴訟の特徴を参考し、多元的な証明方式を構成すべきである。この体系は、科学的証拠の証明と蓋然性説を代表とする外部証明方式による

ものである。中国における因果関係の証明に関する研究は一定の程度に達しているが、不完全な問題もある。環境民事訴訟においては単一の理論によってすべての証明方式を取り入れることはそもそも不可能である。この問題に対して、理論研究の深化とともに、裁判実務から証明方式を学ぶことができる。具体的にいえば、科学的証拠で因果関係を証明する場合には、一般的因果関係の証明規則を守り、汚染者は鑑定結論などの科学的証拠自身の瑕疵が証明できない限り、因果関係が成立する。これに対し、外部証明の方式には、汚染者による反証を許すべきである。

第三に、判例研究を通じて、裁判実務では、立法のように「転換ルール」を採用するのではなく、証明方式にも学説のように「可能性」を証明すればよいというものに展開するものではない（蓋然性の高いレベルに達する）。その意味で、裁判実務における因果関係の証明は、規範論上の因果関係の証明に立ち帰ってきたのではないかと考えられる。すなわち、原告は蓋然性程度の因果関係を証明しなければならない。ただその蓋然性は、環境訴訟の特徴によって、裁判官の裁量で一定程度を軽減されるのである。しかも、蓋然性の証明には、様々な方式があり、統一な基準ではなく事情によって考慮されなければならない。

最後に、以上の分析をもとに、侵權責任法66条に関する理解は、不法行為法の一般規則に一致するようになるのではないかと考える。解釈論上の66条の規定は、因果関係の証明に関する後半のルールであるというべきである。前半の意味するところは、原告は因果関係の存在を証明しなければならない。そのうえで、裁判官の内心に確信が確立されるならば、被告に対し汚染行為と損害に因果関係の不存在について反証することを許すべきであるというものである。これも一般的不法行為の基本規則であり、環境訴訟における因果関係の証明は、不法行為の規範から離れていないと言えるのではないかと。